平成21年第1回士別市議会定例会会議録(第4号)

平成21年3月12日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時26分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	池	田		亨	君			3番	伊	藤	隆	雄	君
	4番	#	上	久	嗣	君			5番	丹		正	臣	君
	6番	粥	Ш		章	君			7番	小	池	浩	美	君
	8番	柿	崎	由美子		君			9番	平	野	洋	_	君
	11番	遠	Щ	昭	=	君			12番	岡	崎	治	夫	君
	13番	谷	П	隆	德	君			14番	· 山	田	道	行	君
	15番	田	宮	正	秋	君			16番	斉	藤		昇	君
	17番	Щ	居	忠	彰	君			18番	牧	野	勇	司	君
	19番	菅	原	清-	一郎	君			20番	中	村		稔	君
	2 1番	神	田	壽	昭	君	i	長	22番	: 岡	田	久	俊	君

出席説明員

市	長		田苅子		進	君	副	市	長	相	Щ	愼	=	君	
副	市	長	瀧	上	敬	司	君	総務語 選挙管事	部長(係 管理委員 務 局	拼) 員会 長	鈴	木	久	典	君
市	民 部	長	有	馬	芳	孝	君	保健	福祉部	『長	宮	澤	勝	己	君
経	済 部	長	相	Щ	佳	則	君	建設	水道部	『長	土	岐	浩	=	君
朝日総合支所長			城	守	正	廣	君								

市立病院 吉田博行君

教育委員会委員 長 教 育 委 員 会 安 川 登志男 君 教 育 長 佐々木 正 雄 君

教育委員会教育部長 辻 正信君

農業委員会 伊藤 暁君 農業委員会会 長 松川英一君

監査委員 谷口春三君 監 査 委 員 三 原 紘 隆 君

事務局出席者

議会事務局総務課長 議会事務局長 辻 本 幸 慈 君 藤 田 功 君 議会事務局総務課主幹 議会事務局総務課主事 浅 利 知 充 君 中井聖子君 議会事務局総務課主事

岡村慎哉君

- 118 -

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。 これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(岡田久俊君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

7番 小池浩美議員。

7番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

平成21年度の予算案にかかわって、初めに介護保険についてお聞きいたします。

本年4月は、3年に一度の介護保険事業計画を見直す時期になっています。国の介護保険法 改定に伴って、本市においては保険料や利用料、それに高齢者福祉事業や地域支援事業などが 見直され、今議会に条例改正案が提出されているところです。

私は、昨年の第1回定例会において、65歳以上の第1号被保険者の保険料について、低所得者への保険料軽減策を広げるよう求めました。市長は、平成20年度においては、税制改正で大幅に保険料負担増になった世帯には、激変緩和措置を1年延長するとし、低所得者への本市独自の保険料軽減策とともに、その財源には約1億2,700万円の介護給付費準備基金を充てるとお答えになっております。

21年度から23年度の第4期介護保険事業計画では、65歳以上の第1号被保険者の保険料は、第4段階の基準額において年間で1,200円引き上げられ、今まで3万8,900円だったものが4万100円に改定されるということです。これは実質、保険料の値上げであり、市民の願いや要求に逆行するものではないかと考えます。しかしながら、段階によっては大幅に軽減される階層もあります。

そこでお聞きいたしますが、本市には、介護給付費準備基金などの剰余金が1億3,000万円あり、介護報酬改定による臨時特例交付金も支給されますが、保険料算定において、これらをどのように活用されたのでしょうか。また、本年度も、税制改正の影響を受けている階層への激変緩和措置を継続されるのでしょうか。第4期介護保険料を算定するに当たっての基本的な考え方をお聞かせください。

また、介護保険サービス利用料について、本市独自に利用者負担軽減策を実施するとしていますが、その内容と考え方をお知らせください。

保険料や利用料の軽減策以外で、第4期介護事業計画に盛り込んだ施策、特に住民本位の施

策についてお知らせください。

特別養護老人ホームなどの施設へは入りたくてもなかなか入ることができず、およそ100人の待機者がいるということです。朝日町の美土里ハイツが20床増床しましたが、まだまだ待機者問題は解消されていないと考えます。

第4期計画では、この待機者問題をどのように解決しようとしているのでしょうか、現時点での待機者の実態も含めてお考えをお聞かせください。経済活動が大きく冷え込んでいる今日にあって、少ない年金で細々と生活せざるを得ない人々が少しでも安心して暮らしていけるよう、温かく、かつ、きめ細かい施策の実施を強く求めるものです。

次に、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

国民の大きな怒りと反対の声が沸騰する中、後期高齢者医療制度は昨年4月に強行実施されました。私は、昨年、一昨年から、この場において制度が抱える問題点を指摘し、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を踏みにじるこの制度は、中止、撤回しかないと訴えてきました。政府は、国民の批判の強さ、大きさに驚いて、「長寿医療制度」と名称を変えて批判をかわすなど、こそくな策を弄したりもしました。更に、政府与党は、健康保険の被扶養者だった後期高齢者には、保険料均等割の9割軽減策を実施せざるを得ませんでした。

このように、医療改悪、差別医療に怒る国民の批判を場当たり的にかわし、しかしながら、多くの深刻な問題を抱えたまま、制度実施から1年が過ぎようとしています。政府は、20年度の第1次及び第2次補正予算、更に21年度国家予算において、制度の改善策を幾つか打ち出しておりますが、これは医療改悪に怒る国民世論の批判をかわして、制度の存続を図るための一時的改善策ではないかと考えざるを得ません。なぜなら、2年ごとの保険料の上昇や高齢者を差別する医療の仕組み、診療報酬の改悪、療養病床の削減など、国民を苦しめる事態は何ら改善されていないからです。

そこでお聞きしますが、20年度中に実施された改善策と21年度から実施されるという改善策とは、どのようなものなのでしょうか、お知らせください。また、その影響を受けた人たちの数、後期高齢者に占める割合、そして対象者への周知徹底対策なども含めてお示しください。

次に、子育て支援と国の保育制度改悪についてお聞きいたします。

最近は、軽度な障害を持つ子供たちを受け入れている保育園や幼稚園が多いと聞きますが、 本市では、どれほどの保育園や幼稚園が障害児を受け入れているのでしょうか。また、これら の施設を利用している障害児はどれほどいるのでしょうか。そして、いわゆる障害児と判断す る基準は何なのか、お聞かせください。

更に、これら障害を持つ子供たちへの対応は難しいものがあるのではないかと想像しますが、マンツーマンで対応しているのか、それとも、ほかの子供たちと同じように対応されているのか、保育において、どのような工夫がなされているのかお聞かせください。

また、最近の特徴として、保育園を利用する3歳未満児が増えているとのことですが、その 実態と対応をお聞かせください。このような実態の背景には、産休明けから働かなければなら ない若い人たちの経済事情が想像できますが、3歳未満児の増加について、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

そして、予算案には、これら障害を持つ子供たちや3歳未満児に対応するためとして、保育 士、臨時職員3名と非常勤職員3名を増員する予算が計上されておりますが、子供たちの数や 保育の困難さなどから推測しますと、十分なのかどうか、保育士増員の根拠をお示しください。 さて、2月24日、厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会は、新たな保育制度の仕組 みの第1次報告をまとめました。

現在の保育制度は、児童福祉法第24条によって、乳幼児が保育に欠ける場合は保育所において保育しなければならないと定められ、市町村には保育の実施が義務づけられています。新たな保育制度の仕組みは、このような市町村の保育実施義務をなくし、利用者と保育園が直接契約をすることになります。市町村は、親の入所申請に対して、保育の必要性や必要量を認定しますが、実際に入所する保育園を探すのは親の自己責任となります。更に、保育の上限量が決められていて、上限の保育量を超えた場合は、全額自己負担という仕組みです。

保育制度の改悪は、国と自治体が実施責任を持つ公的保育制度を根底から崩すことになりかねません。しかも重大なのは、財界が企業参入を本格的に進めるために、新たな保育の仕組みをつくろうとしていることです。子供たちを企業のもうけのための市場にゆだねるような保育制度の改悪に対して、私は断固反対するものです。

父母や保育士、保育園経営者などから、反対の声が上がるのは当然と思いますが、国が進める新たな保育の仕組みをどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、特別支援教育における支援員についてお聞きいたします。

19年の第2回定例会において、特別支援教育にかかわって何点かお聞きしておりますが、本市の普通学級で学んでいるLD、ADHD、高機能自閉症などの軽度発達障害の児童・生徒数は、19年5月時点で疑いのある者も含めて小学校で16名、中学校で5名とのお答えでした。

そこで、現時点での実態はどのようになっているのかお聞かせください。

現在、本市における特別支援教育の支援員の配置は、南小学校と南中学校の2校に2名のみですが、文部科学省は19年度には支援員2万1,000人に相当する250億円を措置し、20年度には支援員3万人に相当する360億円を措置しています。国は、日本全国すべての公立小・中学校に1人の支援員を配置できる規模だとしています。そうだとすると、本市の場合は余りにも支援員の配置が少ないのではないでしょうか。支援員を必要とする学校には、すべて配置するべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。また、どのような基準や考えで配置人数や配置対象学校を決めるのか、支援員配置についての考え方もお聞かせください。

軽度な発達障害を持つ児童・生徒の学習面や生活面を援助する支援員ですが、高い専門性が 期待されると思います。どのような人材が支援員として求められるのか、また、現実に期待さ れる人材が確保されているのでしょうか、お聞かせください。

予算案にかかわっての最後の質問は、憲法改正国民投票のための準備についてです。

国民投票のためのコンピューターシステム準備として、167万7,000円が予算計上されています。19年5月に成立した憲法改正手続法、国民投票法は、成立から3年間の整備・検討を経て、22年5月には施行されます。しかしながら、一定の投票率を超えないと投票自体を無効とする最低投票率の制度が導入されておらず、有効投票の過半数が賛成であれば、憲法改正案は承認されることとなり、投票率が極端に低ければ、少数の賛成で承認されることになります。

また、投票権のあるのは満18歳以上とされていますが、附則では、必要な措置がとられるまでは20歳以上とされるなど、措置を必要とする事項はたくさんあります。公務員や教育者の選挙活動、政治活動の制限についても措置を講ずるとされ、3年間で検討されることになっています。

このように、施行までの3年間で整備・検討しなければならない事項が山積し、憲法にも反するような問題も未解決の中で、国民投票の準備を急ぐのはなぜでしょうか。具体的に、憲法改正案が俎上に乗った時点で補正予算を上げても遅くはないと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

私は、憲法改悪を目的とした、憲法9条を変える目的でつくられた憲法改正手続法は廃案にするべきと考えます。憲法改正手続法は、当時の安倍総理大臣の強い願望のもと、十分な審議もなしに強行採決されたものです。さきにも述べましたが、たくさんの問題、たくさんのあいまいな事項を抱えたままの国民投票法のもとでの投票は、国民の意志を正しく反映できないと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

最後に、さきの福田内閣が打ち出した「骨太の方針2008」に盛り込まれた定住自立圏構想についてお聞きいたします。

この「骨太の方針2008」における地方行政にかかわる提起は、小泉内閣以来進めている道州制の導入とその前提となる地方分権改革を一層進めるというものです。ですから、新たに定住自立圏構想が盛り込まれたということは、道州制を見据えての基礎自治体づくりを進めるものであり、平成の大合併同様に、国の旗振りで道州制導入へ突き進む露払いになるのではないかと危惧するものです。

そこでお聞きしますが、定住自立圏構想が目指すものはどのようなものとお考えでしょうか。 また、この構想は道州制実現への地ならしではないかと私は考えますが、構想を打ち出した国 の意図をどのように理解されておられるか、お考えをお聞かせください。

また、人口が5万人になっていない本市の場合、国や民間の財源が集中投資される中心の市にはなれないと思いますが、定住自立圏構想においては、どのようなビジョンが描けるのでしょうか。

道州制は、政府と財界が一体となって、新しい国の形づくりを目指す地方制度の大再編であり、財界の21世紀戦略の柱として、特に日本経団連は究極の構造改革と位置づけて推し進めているものです。道州制は、国の仕事を外交、軍事、司法などに限定し、社会保障や福祉などの行政サービスは地方に押しつけ、住民負担を増やし、自治体を財界や大企業のための開発政策

や産業政策に利用しようとするものです。

地方自治の本来の仕事は、住民の福祉と暮らしを守ることであり、住民の多様な要求にきめ細かくこたえ、住民の身近にあって、住民が直接参加して意思決定ができることが地方自治の姿です。

昨年11月の全国町村長大会は、「断固反対、合併の強制と道州制」をスローガンに掲げ、道州制の導入により、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊にもつながるとして、道州制には断固反対していくとの特別決議をし、政府に突きつけています。

このように、町村を切り捨て、地方自治の形骸化をもたらす道州制ですが、その実現への地ならしとして出てきた定住自立圏構想であり、また、全国でさまざまな弊害があらわれ、鳩山総務大臣も、これ以上の市町村合併はどうかと言わざるを得ない状況に至っている平成の大合併ですが、この状況を見越して出てきた定住自立圏構想であると考えます。定住自立圏構想を安易に推し進めるべきではないと考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 小池議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から、国の定住自立圏構想について御答弁を申し上げ、21年度予算案にかかわる御 質問につきましては、それぞれ担当部長並びに教育委員会のほうから答弁をしていただきます。

定住自立圏構想は、昨年12月に示された地域力創造プラン、いわゆる鳩山プランにおいて、 地域連携による自然との共生の推進及び条件不利地域の自立・活性化の支援との三本柱として 位置づけられたもので、昨年6月の「骨太の方針2008」においても、改革のポイントとして示 されたものであります。

その概念は、中心市の都市機能と周辺市町村の環境、歴史、文化などをもとに、相互に役割を分担し、定住の受け皿を形成しようというもので、これまでの広域市町村圏という都道府県が設定した枠組みでの考え方から脱却し、民間の機能を含め、中心市と周辺市町村が対等の立場でそれぞれ協定を結んで、役割分担と連携を図っていこうとするものであります。

そこで、この構想が目指すものについてでありますが、このような仕組みの中で、国は、首都圏への人口流出防止と地方圏への人の流れの創出や分権型社会にふさわしい社会空間の形成、更にはライフステージに応じた多様な選択肢の提供を図り、さまざまな主体が連携して地域力を高めるための取り組みを展開するものとして、冒頭に申し上げました地域力創造プランの目的である自然との共生を基本としてきた我が国の歴史や文化に基づき、豊かな自然環境を大事にしながら、活力のある地域社会を形成することを目指そうとするものであります。

また、この構想を打ち出した国の意図につきましては、この構想の根底には、地域格差の拡大が問題となっている中で、首都圏や大都市圏以外の地域における活力の創出や活性化と定住の促進を図ろうとしているものと理解をいたします。また、小規模な市町村で、大都市ほどの都市機能や民間サービスの提供が成り立たないことは明らかであること、あるいは変化の激し

い今日の社会環境の中で、あらゆる自治体が多様化する住民ニーズのすべてに対応を図ること は困難になっていることから、役割分担と連携のもとに、地域の生活圏を再構築し、もって国 としての均衡ある発展を期するものであると理解をしております。

次に、人口が5万人に満たない本市の場合、中心市になれないと思うが、どのようなビジョンを描けるのかお尋ねしたいということであります。

基本的には人口が約5万人、少なくとも4万人以上であり、昼夜間人口比率が1以上、すなわち日中の人口が夜間の人口を上回る市が中心市となるものであり、この中心市に近接し、経済、社会、文化または住民生活等に密接な関係を有する市町村が周辺市町村と位置づけられるものとされております。更に、中心市の考え方につきましては、幾つかのバリエーションがあり、その一つに複眼型中心市という考え方がございます。複眼型中心市は、隣接する2つの市の人口の合計が4万人を超える場合に、2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができるというものであり、これに当てはまるケースとしては、道内で11のパターンがあり、道北圏域では本市と名寄市が該当し、このことにつきましては、昨年11月に北海道から説明を受けたところであります。

こうした中で、本市としての取り組みについてでありますが、先行実施団体での実質的な取り組みも本年1月から始まったばかりであり、実際の成果等も明らかになっていない状況にもありますので、今後、先行事例等の情報収集に努めながら、具体的なビジョンについて検討してまいりたいと考えております。

まずは、上川北部広域市町村圏の構成市町村において、共同で情報の収集と研究を進めることを確認したところでありまして、広域圏事務局との連携を図りながら、定住自立圏構想について検討を進めてまいります。

なお、定住自立圏構想における協定は、議会の議決を経ることが必要であるとともに、期間に定めのないものであることから、一度決定すれば、永続的な協定としてその遵守が求められますが、逆に何らかの事情により協定を廃止したい場合も、原則2年間を経過し、議会の議決を経て通告すれば、廃止できるものとされており、このことから、市町村合併などのように、一たん枠組みを組んでしまうと後戻りできないというものではなく、状況の変化などに対応可能な仕組みとなっております。

この間、道内におきましても、数度にわたって自治体の首長や職員、議会議員を対象とした 説明会、講演会も開催されております。 1月には、旭川市において開催された説明会では、定 住自立圏構想が市町村合併の強要を図るものではないかとの質問も出されておりましたが、総 務省の担当課長からは、協定を結ぶ結ばないはあくまでも双方の自由意思であって、策定され たビジョンについても意見が言える中で、それでも自分たちの考えと異なるという場合は協定 を破棄することができる。いわば、後戻りできる仕組みであり、小さい規模の市町村が大きい 規模の市にのみ込まれるようなことはないとの回答が示されております。

また、道州制に対する考えといたしましては、住民にとって最も身近な基礎自治体が行政サ

ービスを総合的・一体的に遂行できるように、基礎自治体優先の原則に基づいて、国・道州・ 基礎自治体間の事務配分を行うことが必要であると考えられておりますし、都市自治体にとっ て望ましい姿としては、国と地方の両方の性格を持つ中間的な団体としての考えもある一方、 広域的な視点で解決が必要な地域の課題に対応できるとともに、住民に対して責任を持つ地方 公共団体とすることが適当であると考えております。

以上、私のほうから答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君)(登壇) 私から憲法改正国民投票についてお答え申し上げます。

日本国憲法は、昭和22年の施行以来、これまで60年間、一度も改正されることなく、現在に至っておりますが、憲法第96条第1項には、憲法改正のためには、各議員の3分の2以上の賛成で国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票、または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする旨が規定されております。

しかしながら、その具体的な手続については憲法上規定されておらず、改正を実現するためには、法律により国民投票等に関する規定を定める必要があることから、平成18年5月の通常国会において、議員立法として国会に法案が提出され、1年間の審議等を経て、平成19年5月に法案が可決成立し、平成22年5月18日に施行されることとなったものであります。

そこで、なぜ準備を急ぐのかとのお尋ねであります。

ただいま申し上げましたとおり、明年5月には憲法改正手続法が施行される予定であり、投票権についても、基本的に18歳以上に拡大されていることで、これに向けて、投票人名簿を調製するための情報システムの構築を21年度中に整備しなければならないことから、予算措置をいたしたところであります。なお、システム整備に係る費用については、国が全額、交付金として負担するものであります。

また、この法律のもとでの投票方法で国民の意思を正しく反映できるのかとのお尋ねでありますが、仮に憲法を改正するときは、国会において議員の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票によってその過半数の賛成が必要となるわけであり、国会での議論を初めとして、国民に対しても十分な説明が必要となりますので、こうして得られた結果については、国民の意思を反映したものになると考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 有馬市民部長。

市民部長(有馬芳孝君)(登壇) 私から後期高齢者医療制度についての御質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まり、約1年が経過しようとしておりますが、 この間、さまざまな見直しが行われたところであります。昨年6月12日、政府与党におきまして、制度を検証し、着実な運営を図るため、「高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等に ついて」が取りまとめられ、20年度の経過的な措置や21年度の新たな改正が示されたところであります。

初めに、20年度の主な改善策といたしまして、8月に保険料軽減の見直しが行われ、均等割額が7割、5割、2割の方のうち、7割軽減世帯につきましては一律8.5割となり、20年度のみ対象として拡大され、均等割額1万2,900円が6,300円に軽減となったところであります。

その対象人数と割合でございますが、20年7月1日現在、被保険者総数3,743人のうち、対象者数は1,800人で、48.1%の方が軽減対象となっております。また、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方は所得割が原則5割軽減となり、対象者は263人で、被保険者総数のうち7%となっております。なお、均等割と所得割の両方の軽減対象となった方は58人で、1.5%であります。

更に、これまで保険料を納めていなかった被用者保険の被扶養者であった方が後期高齢者の 被保険者になった月から2年間は、保険料均等割額が5割に軽減されるところでありますが、 20年度は半年分が免除され、残りの半年分は9割軽減となり、均等割は2万1,500円から2,100 円に軽減されたところであります。その対象者数は489人で、被保険者総数のうち13.1%となっております。

また、医療費の自己負担が高額になった場合についても見直しが行われ、例えば入院している方が月の途中で75歳となり、後期高齢者医療制度に加入したといたしますと、その月は国民健康保険などと後期高齢者医療制度、それぞれの限度額を自己負担することになっておりましたが、重複して負担しないよう、それぞれ限度額の2分の1を負担とすることになりました。

なお、この高額医療費自己負担限度額の見直しについては、20年4月に遡及して実施される ものであります。

以上の主な内容が20年度に改正されたところでありますが、21年度も引き続き高齢者の置かれている現状に十分配慮し、きめ細やかな対応を行うとされ、保険料の軽減に関しましては、均等割で被保険者全員がその他の所得がなく年金収入80万円以下の世帯は軽減割合が9割に拡大されるほか、被用者保険の被扶養者だった方の軽減が延長され、21年度も均等割額が9割軽減されます。

なお、新年度における保険料軽減策の影響を受ける人数及び割合につきましては、20年11月 1日現在、北海道広域連合からの資料によりますと、9割軽減される人数は、被保険者総数 3,828人のうち909人で23.7%、また、被扶養者だった方の人数は494人で12.9%と推計されて おります。

次に、保険料の納め方につきましても見直しが行われ、昨年10月から実施されました年金からの特別徴収を口座振替に希望する被保険者にはさまざまな要件がありましたが、4月からはこれらの要件がなくなり、本人または連帯納付者義務以外の口座からの振り替えもできるようになります。

次に、後期高齢者の健康診査の受診対象者につきましても、21年度からは20年度の条件が撤

廃され、高齢者の健康の保持・増進を図るため、どなたでも受診できるようになったところで ございます。これらの見直しにつきましては、制度改正が示された時点で全員に通知書を送付 し、また広報誌や市のホームページへの掲載、チラシの全戸配布を行っており、引き続き、さ まざまな機会をとらえ周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長(宮澤勝己君)(登壇) 私から第4期介護保険事業計画について及び子育て支援 と国の保育制度についてお答えいたします。

まず、第4期介護保険事業計画期間の介護保険料の設定についてのお尋ねでありますが、高齢者人口の増加に伴う高齢化率の上昇により、第1号被保険者の保険料負担割合が19%から20%に変更になることや、本市における特別養護老人ホームの施設整備等により、平成21年度から23年度までの3年間の介護給付費の推計が47億6,350万2,000円、地域支援事業費が1億4,276万9,000円と見込まれますことから、3年間の保険料基準額を試算いたしますと、年額4万6,331円となったところであります。

更に、第3期事業計画の保険料基準額が3万8,900円となっており、保険料負担が大幅に上昇することになりますことから、先ほどお話しいたしました負担割合の1%上昇分は保険料で負担していただくことになりますが、平成19年度決算時で約1億3,000万円保有しております介護給付費準備基金を活用し、新たな保険料軽減実施に係る保険料負担分3,150万円、特別給付費の施設入浴サービス実施分960万円、市の保険料単独軽減実施分90万円、給付費の増加分6,135万円、合計1億335万円の財源を基金から繰り入れし、保険料基準額を年額4万680円に軽減するよう算定いたしました。

更に、介護従事者の処遇改善のために介護報酬が3%増額改定され、第1号被保険者の保険料が増額となるため、国から報酬改定に伴う保険料上昇分の2分の1相当分が介護従事者処遇改善臨時特例交付金として市に交付されることとなりまして、市がこの交付金を財源として介護従事者処遇改善臨時特例基金を新たに設置し、平成21年度から3年間、この基金を均等に繰り入れし、保険料の軽減と平準化を図ることとして、保険料基準額を4万100円に設定したところであります。

次に、介護保険料の軽減策につきましては、保険料第2段階の方の保険料率を基準額の0.5 に設定し、引き続き負担軽減を図るとともに、第4期からの新たな軽減策といたしましては、税制改正による激変緩和措置として平成18年度から20年度まで軽減を実施してまいりましたが、この激変緩和措置の終了に伴い保険料が上昇することから、このたび介護保険法の改正が行われ、保険料第4段階に属する方で課税年金収入額等が80万円以下の方につきましては、保険者の判断により軽減が可能となったため、現行の保険料基準額の1.0を0.88に設定し、軽減を図ることといたしました。

更に、市民税課税層の保険料段階を細分化し、税制改正により住民税が非課税から課税とな

る方を対象に、新たに合計所得金額125万円未満の段階を創設し、現行の保険料率1.25を1.13 に設定することで軽減を図ることとしております。

次に、介護サービス利用料での市独自の措置についてでありますが、まず、市単独の生計困難者の利用料負担軽減につきましては、市民税非課税世帯で世帯員それぞれの収入が65万円以下の方がホームヘルプサービスを利用した場合の利用料は、通常の10%から6%に軽減する施策を実施してまいりましたが、新年度からの次期計画期間におきましても、この施策を継続するとともに、在宅において介護を必要とする方がデイサービスに通うことにより、介護する方が自由な時間が得られるなど軽減が図られるよう、デイサービスを新たな軽減対象として追加するものであります。

次に、社会福祉法人等サービス利用料の軽減についてでありますが、市民税非課税世帯における老齢福祉年金受給者等を対象として、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、施設入所の利用料の軽減について国の基準に準じた形で実施しておりますが、本年3月に20床増床する美土里ハイツのユニット型についても、この施策の適用となりますことから、低所得者の方がより入所しやすくなるよう、次期計画においても継続して実施してまいります。

次に、その他市民本位の施策についてでありますが、まず、高齢者福祉施策であります自立 支援ホームヘルプサービス事業では、月額の料金設定となっており、サービスを利用しない週 があっても月額負担となることから、利用者の負担軽減を図ることを目的として、利用回数 1 回につき285円の料金設定に改めるものであります。

更に、生活支援ショートステイ事業においても、これまで4月から3月までの年間利用限度日数を42日間として、年度途中からの利用開始の場合は月割りで算出していたため、年度未の3月に利用する場合、4日間の利用となり、十分にサービスを利用できない場合もあることから、サービス利用期間の運用を改め、申請月から1年間の利用期間とし、また、特別な事情がある場合には月の利用日数を14日間まで拡大して、介護する方の利便を図ることとしたところであります。

また、通所型介護予防事業についてでありますが、介護予防の必要な特定高齢者につきましては、これまでは地域支援事業の中で生きがいデイサービスとして実施してまいりましたが、新年度からは、生きがいデイサービスは閉じこもり予防を目的とした一般高齢者を対象とする事業内容に変更し、特定高齢者に対しましては、新たに運動機能向上を目的としたサフォークジム、口腔機能向上を目的とした歯ツラツ教室の2種類の通所型介護予防事業を展開していくこととしております。

更に、介護慰労金支給事業につきましては、重度要介護者を在宅で介護している方が1年間 介護サービスを利用しなかった場合に慰労金を支給する事業でありますが、介護を社会全体で 支える介護保険制度の趣旨と異なるとともに、事業の実績もないため、本年度をもって廃止す るものであります。

また、介護用品支給事業についてでありますが、これまでは長期入院者や有料老人ホーム等

の入居者も対象としていましたが、介護者に対する慰労と介護負担の軽減を目的とした事業のため、在宅で介護する方のみを対象とすることに変更し、また、支給額についても、これまでは介護される方が非課税世帯で介護する方が課税世帯の場合は5万円、非課税世帯の場合は10万円の支給となっておりますが、新年度からは課税要件を撤廃し、一律に月額9,000円、年額10万8,000円支給するものであります。

更に、重度要介護者在宅支援事業についてでありますが、これまでは、介護される方、介護する方ともに非課税世帯であることが支給要件でありましたが、この非課税要件を撤廃するとともに、短期入所の利用限度日数を7日間から10日間に拡大し、介護する方の在宅での負担軽減を図ることとしたところであります。

次に、第3期計画期間中における特別養護老人ホーム待機者の解消についてでありますが、初めに、特別養護老人ホーム「コスモス苑」の待機者の実態を申し上げますと、昨年11月末現在では100人の方が待機となっており、その待機場所といたしましては、入院中の方が24人、自宅が24人、老人保健施設が22人、グループホームが13人、士別以外の特養が8人、養護老人ホームが2人などとなっておりまして、このうち、入院中24人の大部分の方は長期間入院することができる療養病棟での入院と思われます。老人保健施設、グループホーム、特養など自宅以外の施設で待機されている方は約8割の76人おりまして、それらの方々は現在、施設で介護サービスを受けているため、緊急で特養に入所する必要性は少ないと思われます。また、自宅で待機している24人の方の介護度につきましては、要介護5が2人、4が2人、3が13人、2が5人、1が1人、要支援1が1人となっており、介護の手間がかかる要介護4あるいは5の重度の方は4人となっております。

特別養護老人ホームの申し込みにつきましては、早急に入所を希望する方もおりますが、将来的に特養に入所したい方、あるいは現在、士別以外の特養等に入っており、できれば士別の特養に移りたい方も多数おりますし、申し込みをされていても、家族が在宅で介護を続けられる場合もございまして、待機者100人という数字ほど深刻な状況ではないと考えております。

次に、第4期計画で、この問題をどう解消しようとしているのかということでありますが、まず、特別養護老人ホーム「朝日美土里ハイツ」が第3期計画における施設整備として20床増床し、本年3月23日に供用開始予定となっており、現在、待機となっている方が優先的に入所できるため、待機者の解消につながってまいります。本市における特養などの施設整備につきましては、特養は2カ所で100床、老人保健施設が120床、さらにグループホームが2カ所で36床整備されておりますが、国は第3期計画で示した参酌標準の考え方を第4期計画の策定においても変更しておりませんので、新設あるいは増床する枠が生じないため、整備できないこととなっております。

また、グループホームへの入所につきましては、士別、剣淵、和寒の士別地域で広域的に入 所することができるよう協力体制を組んでおり、認知症高齢者の方のグループホームへの入所 に積極的に取り組んでおります。 第4期期間における特養への入所につきましては、本市において施設整備ができない状況にありますことから、特養以外の施設である老人保健施設や特定施設及び地域密着型の施設系サービスに入所されるか、あるいは在宅で介護サービスを受けながら、特養の空きを待って入所することとなりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、子育て支援と国の保育制度についてお答えいたします。

最初に、障害児と判断する基準についてでありますが、障害児の定義につきましては、国の補助事業など事業ごとに定めがあり、厚生労働省の統計などでは特別児童扶養手当の受給対象者としており、障害の程度では重度あるいは中度障害とされ、医師の診断が必要とされております。また、北海道のこれまでの事業では、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けているか、同程度の障害を有する児童も対象とされております。

通常、障害児保育という場合は、集団保育が可能な中度・軽度の障害児童の保育とされておりますが、近年増加している情緒障害や多動性障害、発達障害など、比較的軽度の障害児も含まれますが、その判定については、発達過程にある幼児であることもあり、障害児か否かの判断は難しいところもありますが、子供の健全育成の視点から見ますと、障害の可能性が疑われる場合はなるべく早い段階での支援措置が必要であると考えております。

次に、障害児を受け入れている保育施設と通園児童数についてでありますが、障害児保育の数は全国的に増加傾向となっておりまして、本市におきましても同様の傾向にありますが、施設ごとの人数となりますと個人が特定される可能性もありますので、総体的にお答えさせていただきたいと思います。

まず、療育手帳の交付や特別児童扶養手当を受給している児童数につきましては、市内の認可保育園で合計7名となっております。また、さきにお話ししましたように、支援が必要と思われる中・軽度の障害児の数につきましては、判断が難しいため、明確なデータがありませんので、言葉や運動など、子供の発達に関する療育指導を行う子ども通園センター「のぞみ園」に通う児童について申し上げますと、2月末現在で60名が通園しておりまして、そのほとんどは市内の保育園や幼稚園に通園しており、市の認可保育園は28名を受け入れております。

なお、当該施設につきましては、発音の矯正も行っておりますので、通園児童すべてが障害 児ということではありませんが、支援が必要な児童は増加傾向にあります。

次に、障害児への対応についてでありますが、保育の仕方は児童の障害の程度により異なりますが、国が想定する障害児保育は中・軽度の障害児を対象としておりまして、基本的には集団生活することにより児童の成長を促すこともできることから、保育士を加配して集団で保育をいたします。また、近年は、重度の障害児であっても、保護者としては集団保育を希望する場合が多く、市内においては他に障害児を受け入れる施設がないことから、認可保育園でできる限り受け入れを行っております。この場合、保育時間すべてで集団保育を行うことは、対象児童にとっては負担となることも多いことから、マンツーマンに近い形での保育を取り入れるなど、工夫をしているところであります。

次に、3歳未満児保育についてでありますが、あさひ保育園を除く市内3カ所の認可保育園の入所児童数につきましては、平成18年度までは180名の定数を下回る状況でありましたが、平成19年度以降、入園児童が増加しており、20年度については定数を若干上回る入園があり、21年度につきましても4月当初から定数を満たす見込みとなるなど、年々増加傾向にあります。

その中でも特に、3歳未満児の保育につきましては近年急激に増加しており、平成21年度の申し込み状況で申し上げますと、本年4月時点で市内3カ所の認可保育園はすべて20名の入園が予定され、4月以降も一定の増加があるものと想定されます。しかし、各認可保育園における未満児の想定定員は12名であり、未満児の場合、国の保育基準としては、6名の児童に保育士1名を配置することとなっておりますことから、2名の保育士配置が必要となるわけですが、20名の児童の入所となりますと、保育士の必要数は4名となり、2名の増員が必要となることから、保育士の増員を図ることとしております。

また、未満児保育が増加している背景についてのお尋ねでありますが、全体的には女性も働かなければ家計が維持できない状況になってきたことや、民間企業における産前産後休暇や育児休業制度が普及してきたことなどが影響を与えているものと考えております。したがいまして、保育所で受け入れができなければ、失業することにもなりかねないことから、市としてはできる限りの受け入れ体制をとっているところであります。

次に、保育士の増員についてでありますが、21年度予算において、3歳未満児保育や障害児保育の需要増に対応するため、職員の増員を図ることといたしましたが、全体の職員配置や勤務ローテーションの見直しなどを行い、なお不足する臨時職員3名、非常勤職員3名の増員を図ることとしたところであります。

次に、厚生労働省社会保障審議会少子化対策特別部会の第1次報告案についてお尋ねがございました。この報告案は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計を目的として、昨年3月から検討を開始し、今回、中間的な取りまとめを行ったもので、最終的には平成22年度以降の児童福祉法改正を目指したものであります。したがいまして、報告の内容は一定の方向性が出されている部分もありますが、制度内容や財源確保など今後の検討課題も多く、現時点でその善しあしを判断することは難しいものと考えております。

その中でも、第1次報告の新たな保育の仕組みについて、どのように考えるかとのことでありますが、報告書にある新たな保育の仕組みについては、完全な市場メカニズムとは別個の考え方であるとされておりますが、待機児童の解消のため、民間の参入も促すとしております。保育制度につきましては、厚生労働省におきまして、少子化対策特別部会とは別に、保育事業者検討委員会においても並行的に議論されておりまして、その中では、児童福祉法第24条の自治体の保育実施義務がなくなることで、市町村の保育への関与が薄くなるのではないか、また、保育レベルが逆に低下するおそれはないかとの疑念が示されておりますように、まだまだ基本方向が定まったとは言えないものと考えております。ただ、次世代支援の方向性として、すべての子供たちの健やかな育ちの支援や多様な保育サービスの提供は、あるべき方向性として、

我々としても認識をしていくべきものと考えております。

また、中間報告が指摘するように、特に都市圏などにおいて待機児童が一向に解消されない原因として、保育の潜在的需要が十分に把握されていないことや、児童福祉法では自治体の保育実施義務が規定されているものの、認可保育園が定員を超過している場合などは認可外保育園などへのあっせんでも良いとする例外規定があることなどから、財政難の自治体では施設整備がなかなか進まない状況にもあります。

このようなことから、厳しい自治体財政の中では、施設整備をしたくても容易にできないということも事実でありまして、どのような制度にするにしても、財源の裏づけが必要なことは明らかであり、このことは第1次報告でも明文化されているところでありまして、今後、国の財政支援のあり方についても、十分な検討をしていただきたいと考えております。

今回の報告案は、あくまでも中間報告であり、今後十分な検討がなされることを期待しておりますが、保育園が預かる子供たちは国や地域の未来そのものでありますだけに、保育の質と量の両方を向上させていくための仕組みとしなければならないものと考えておりますし、市といたしましては、保育の実施について、その責務を果たすべく、今後とも最善の努力をしてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 辻教育部長。

教育部長(辻 正信君)(登壇) 私からは特別支援教育支援員についての御質問にお答えいたします。

まず、普通学級に在籍する発達障害のある児童・生徒数についてでありますが、平成20年11 月に調査して取りまとめたものでお答え申し上げますと、発達障害の疑いのある児童・生徒を 含めて、小学校で36名、中学校で6名が在籍しております。

次に、支援員の配置についての考え方でありますが、各学校における教員の配置状況と重度の障害や発達障害により個別の支援が必要である児童・生徒数などを考慮して、支援員を配置しているところであります。未配置の学校につきましては、個別の支援を必要としている児童・生徒が在籍していないことや、在籍していても学級担任を持たない教員等により校内体制で対応が可能であるためなど、学校との協議により配置をしていない状況でございます。

また、支援員を必要とする学校にはすべて配置すべきではないかとの御質問でありますが、 4月以降の新年度に各学校において個別の支援を必要とする児童・生徒数などの実態を把握する中で、人事異動後の教員の配置状況も勘案しながら、新たな必要性が出てきた場合は学校と協議して配置をしてまいりたいと存じます。

次に、どのような人材が支援員となるのかとのことですが、これまでの任用条件では学習活動のサポートが主であったため、学校現場がわかる支援員が望ましいとの学校からの要望があり、現在、南小学校と南中学校の支援員も、市内に在住で教員免許を有し、学校での勤務経験のある方を配置しておりますが、日常生活の介助等を必要とする場合や医療的な補助を必要と

する場合などがありますので、今後とも学校との協議を踏まえ、それぞれの児童・生徒の状況 に応じた支援員を配置してまいりたいと存じます。

今後とも、特別支援教育につきましては、支援員の配置を含め、校内体制の整備を図るとと もに、士別市特別支援教育連携協議会での相談支援班や上川教育局管内で設置しております専 門家チームと各学校が十分な連携を図るなど、個別の事案に適切に対応できるよう、その支援 に当たってまいりたいと存じます。

以上、申し上げて御答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 15番 田宮正秋議員。

15番(田宮正秋君)(登壇) 平成21年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。 初めに、公共工事の早期発注についてお伺いいたします。

景気は、昨年秋から、急速かつ大幅に降下しつつあります。グローバルなインターネット社会が世界経済に同時にブレーキを踏ませ、世界同時不況という台風並みの逆風にさらされております。日々の新聞紙面には、大手優良企業の歴史的な経営悪化の情報が飛び交じっております。

そして、漏れてくるのは派遣切りにとどまらず、正規社員のリストラ計画が次々と発表され、 完全失業率が過去のピークであった2002年の5.4%を超え、7%前後にまで上昇する可能性が 高いと見られており、新たな雇用創出への取り組みも急がねばなりません。国もいわゆる三段 ロケットで75兆円規模の総合的な経済対策を打ち出し、生活支援策、景気浮揚に懸命でありま す。補正予算や新年度予算は、市長の我がまちの設計図であります。市長はどのような意図で もって逆風に負けない設計図を描かれたのか、以下、お伺いいたします。

昨年後半からの世界的な景気後退の波が我がまちの地域経済に、どのように押し寄せているのか市長の認識をお伺いいたします。

国の75兆円の対策と本市の取り組みについて、今後のスケジュールと地域経済活性化に掲げるべく市長の決意とその具体策をお伺いいたします。

急速な経済の冷え込みは、社会的弱者と言われる高齢者や障害者にしわ寄せがいき、そして その影は女性や子供を後ろ向きにさせ、下を向かせる。市長はどのようなセーフティーネット で市民に明るい展望を示し、市民に春を呼び込むのか、我がまちの取り組みについてお伺いい たします。

平成21年2月10日招集された第2回臨時議会で、地域活性化生活対策交付金事業として4億7,341万円で31の事業が決定いたしました。また、2月25日に招集された第1回定例会では、債務負担行為補正が議決され、ゼロ市債工事で道路改良工事3本で2,890万円、生活環境施設整備事業2本で1,120万円、下水道新設工事で3,000万円、水道事業ではメーター取りかえ工事4工区で2,310万円で、ゼロ市債工事9,320万円の工事が3月中に発注されるようになっております。

しかしながら、いわゆる一番多い業種と言われる土木工事のCクラスの工事が非常に少ない

のが懸念されております。そういった意味で、本市の民間企業における経済状況から、公共工事の早期発注をすべきでありますが、御所見をお伺いいたします。

次に、福祉施策の市民への周知についてお伺いいたします。

本市独自の福祉施策の実施状況と、市民への周知はどのように実施しているのかお伺いいたします。

昨年の19年度決算審査特別委員会において、低所得者世帯を対象とする福祉灯油支給事業の中の市民税非課税老人世帯数に対して、年齢が重複する本市で実施している上下水道料金の減免制度への利用状況数が少ないのではないかとの質疑の中で、福祉灯油の申請窓口で上下水道料金の減免制度を説明すべきと提言してまいりました。福祉灯油支給事業の申請が終了しましたが、受給件数を伺うとともに、上下水道料金減免制度の申請前と終了後における世帯数の増減をお伺いいたします。

士別市水道料金等軽減に関する規則は、平成8年4月1日から施行されておりますが、市民への周知を伺うとともに、今回の大きな増加件数をどのように分析しているのかをお伺いいたします。

次に、学校などの地上デジタルテレビの整備についてお伺いいたします。

平成23年7月24日までにアナログ放送が一切終了し、地上デジタル放送へ完全移行される予定ですが、現在、公立学校に設置されているテレビの受像機約60万台のうち、地上デジタル放送に対応するテレビは約1%に過ぎないと言われております。学校の地上デジタル化への取り組みを強化することが喫緊の課題となっております。

文部科学省は、学校などで地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する地方公共団体に対して、地上デジタル化に必要な経費を公立学校施設整備費及び地方債として措置する方向を示しました。公立学校のアンテナ工事費、校内の配線工事、その他電気工事など、受信のために必要となる工事の経費についての補助があります。一方、アンテナなどの工事及び当該工事とあわせて一体的に整備するデジタルテレビ、チューナーの整備費については、地方債で措置するとしております。

地上デジタル放送移行対策としての地方財政措置には公立学校施設があり、庁舎等の施設の中には公民館、図書館、博物館、生涯学習センターが含まれており、庁舎などの公共施設、または公共施設のアンテナなどの工事、また庁舎などの公共施設、公共施設を原因とするテレビの難視聴解消のための普通会計で実施する受信障害対策共聴施設の新設、または改修があります。

地上デジタル放送への完全移行まで2年4カ月しかありませんが、本市の対象施設を伺うと ともに、全体工事費と自治体負担分をお伺いいたします。

また、早期に実施すべきでありますが、今後の計画をお伺いいたしまして、私の一般質問を 終わります。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 田宮議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、公共事業の早期発注に関する御質問のうち、景気後退による本市への影響について御答弁を申し上げ、公共事業の早期発注の詳細、学校等の地上デジタルテレビ等の整備及び福祉施策の市民への周知につきましては、それぞれ総務部長並びに建設水道部長のほうから答弁を申し上げることにいたします。

日本の経済は、1987年以降、バブル経済の収束により、「失われた10年」と言われる戦後日本が直面したことのない長期不況を経験し、国、地方、そして国民全体が我慢の時代となり、その後、2002年には経済不況が底をつき、それ以降、2007年10月までの69カ月に及ぶ戦後最長の景気拡大期間を迎えて、大企業を中心に史上最高の利益を上げたなど報道がなされたことは記憶に新しいところであります。私も、多少のおくれはあっても、景気拡大の波が地方に訪れるものと、これを期待したところでありますけれども、現実に中小企業や地方、更には家計への波及を実感することがないままに、世界同時不況にのみ込まれて、昨年10月から12月期の国内総生産は、年率換算で第1次石油ショック以来の落ち込みが予想される厳しい今情勢下にあります。

こうした中で、本市のみならず、小規模都市にあっては、経済不況の影響を受けやすい中小企業、担い手不在の高齢農業者・商業者が多いことから、設備投資意欲、新たな事業展開への意欲が減退するとともに、賃金抑制も更に拡大をし、個人の消費意欲も失われるなど、まさに負のスパイラルに陥っている状況にあると認識をしております。また、国、地方を通じて公共投資が大幅に減少しており、このことによって、雇用機会が失われた、あるいは商店街での売り上げが減ったといった話も耳にするわけであります。

こうしたことから、国は、1次補正、2次補正、そして21年度予算合わせて75兆円規模の経済対策を講じたところでありますが、2次補正で措置された地域活性化生活対策臨時交付金事業にあっては、従来の景気対策と違い、地方の自主性を重視した対策となり、これは評価に値すべきものと考えます。

この交付金は、20年10月以降、既に実施した事業への財源として充当することも可能であったわけでありますが、私はまずは今の士別市経済の活性化に向け、最大限に取り組むべきと判断をし、22年度以降の事業についても、前倒しをして積極的に実施することとしたところであります。また、市の独自の施策として、21年度予算により、住宅改修に対する助成事業を新たに実施することとしたほか、ハローワークと情報を交換しながら、雇用機会を失った方を直接臨時職員として雇用することとし、現在7名の方が市の業務に従事をしているところであります。

その他の75兆円の景気対策に係る施策のうち、合わせて49兆円に及ぶ保証・貸し出し枠など拡大といった金融施策のほか、住宅ローン、自動車減税、高速道路の無料化、高齢者の医療費負担軽減などについては、国の施策として実施されるところでありますが、市が直接対応できる妊婦健診の無料化、出産一時金の増額などについては、21年度当初予算で実施をすることと

し、雇用創出、消費者行政の強化に係る実施事業については、北海道と協議中であります。

更に、定額給付金事業につきましては、現在、4月1日からの銀行振込に向けて作業を進めておりますが、21年度当初予算で計上した地域振興券発行事業、サフォークスタンプ強化事業も、より地元消費の拡大につながるよう、商工会議所、あるいはサフォークスタンプ協同組合と協議を進めており、これに係る準備経費について今定例会の最終日に補正予算を提案させていただく予定にあります。

雇用不安、消費意欲の減退、農業をめぐるさまざまな課題など経済の停滞、少子・高齢社会や地域医療の課題など生活面での不安など、市民を取り巻く情勢は極めて先行きの見えない今不安定な環境に置かれており、これらの対応が今最も求められていることと思っております。

これまで申し上げてきたとおり、平成21年度予算編成に当たっても、市民生活に極力影響を 及ぼさないことを念頭に、総合計画の着実な推進を図ることがこの難局を乗り切る一つの手段 と考えておりますし、あわせて、私は、サフォークランド、合宿の里、自動車試験研究のまち、 生涯学習のまち、水とみどりの里などのすばらしい個性を生かした、士別ならではのまちづく りを一層推進していくことで、地域の活力を生み出していくことが重要と考えております。

国は、今後、21年度補正予算での追加景気対策を予定しておりますが、市としても国に歩調を合わせて積極的に取り組みを検討し、市民が安心して生き生きと暮らすことができるようなまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 鈴木総務部長。

総務部長(鈴木久典君)(登壇) 私から公共工事の早期発注の状況と地上デジタルテレビ等の 整備についてお答え申し上げます。

本市においては、平成6年度以降、早期発注による地域経済の活性化を図るため、ゼロ市債事業に取り組んでおりますが、特に本年度は現在の市内経済状況を考慮し、下水道のゼロ国債事業を含め、昨年より約4,000万円増額して取り組んだところであります。

そこで、早期発注の状況についてであります。地域活性化生活対策臨時交付金事業31事業、ゼロ市債事業9事業、ゼロ国債事業1事業につきましては、予算議決後、直ちに起工決定などをいたし、3月10日現在、14事業の入札を既に執行し、このほか8事業の指名通知、入札の公募公告などを終えている状況にありますが、未発注の事業につきましても、順次、早期に入札を執行してまいりたいと考えております。また、平成21年度予算で措置した公共事業につきましても、発注計画を速やかに公表するとともに、全体工事とのバランスを考慮する中で、可能な限り早期発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校等の地上デジタルテレビの整備についてであります。

地上デジタル放送への完全移行に伴いまして、公共施設等においても、一般家庭と同様に、 地上デジタル放送への受信環境の速やかな整備が急務となっておりますが、施設整備につきま しては、アンテナ本体の工事費や配線工事等のほか、デジタルテレビ、デジタルチューナーな どの端末機器の整備も必要となるため、多大な負担を要することから、さきの地域活性化生活 対策臨時交付金による対応を含め、これまで検討を行ってきたところであります。

こうした中、国が地上デジタル放送への移行を円滑に行うため、平成21年度から22年度の時限的な措置として、庁舎や学校等のアンテナ工事に要する経費及び受信障害対策共聴施設の整備・改修に要する経費について、交付割合を2分の1とする安全・安心な学校づくり交付金や元利償還金の30%を交付税措置する地方債などの地方財政措置が講じられたほか、これらとあわせて実施する地上デジタルテレビ等の購入費についても、地方債措置が講じられたところであります。

本市における対象施設といたしましては、不特定多数の市民が利用している庁舎等の公共・公用施設のほか、学校施設、翠月、サイクリングターミナル、日向温泉及び山村研修センターといった宿泊施設等があり、およそ6,500万円の事業費を見込んでおりますが、これら施設のテレビは市民の情報入手手段として重要な役割を果たすものであることから、こうした制度を活用しながら、22年度までに各施設の受信環境整備に努めてまいりたいと考えております。

なお、病院の入院者用につきましては、委託業者によるリースで対応していることや、桜丘 荘、コスモス苑等の入居者につきましては個人所有であることから、それぞれ各自による対応 となるものであります。

また、市立病院、市民文化センター、総合体育館、士別小学校、北部団地、南西団地の6カ 所の電波障害施設を原因とするテレビ難視聴解消対策につきましては、地上デジタル放送移行 対策とあわせて実施する必要性から、受信状況調査について、地域活性化生活対策臨時交付金 を活用し、先行して実施いたすものであり、これらの共聴施設等の整備につきましても、地上 デジタル放送移行対策と同様、地方財政措置が講じられましたことから、調査結果に基づき、 早急に対応してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 土岐建設水道部長。

建設水道部長(土岐浩二君)(登壇) 福祉施策の市民への周知についての御質問につきましては、水道料金等の軽減に関することが主な部分となっておりますので、福祉灯油支給事業につきましても関連がございますので、私のほうから一括して御答弁申し上げます。

まず、福祉灯油支給事業の交付件数等を申し上げますと、高齢者世帯の申請件数は1,419世帯で、被該当件数が201世帯、交付件数は1,218世帯となっております。

以下、同様に、重度障害者世帯の申請件数は81世帯、交付件数48世帯、ひとり親の申請件数は86世帯で交付件数59世帯、申請件数の合計では1,586世帯で、交付件数は1,325世帯となっており、予算措置件数に対します交付率は64.1%となっているところであります。

なお、生活保護世帯につきましては、オール電化、あるいはまきを使用している世帯等を除き、148世帯で100%となっております。

決算額は、合計1,443万4,000円を見込んでいるところであります。

そこで、水道料金等の軽減件数についてでありますが、福祉灯油申請前には878件でありました件数が、福祉灯油申請終了時に1,316件となり、438件、約50%の増加となったところであります。

これまでの水道料金等軽減制度の市民への通知につきましては、毎月の水道検針の際に上下水道使用料のお知らせ票による周知、市のホームページへの掲載、広報しべつへの年2回掲載、上下水道担当窓口、生活保護、重度心身障害者、母子家庭等の担当業務の中で軽減申請への働きかけをしてきたところでありますが、今回の福祉灯油申請期間中におけます周知につきましては、保健福祉部での該当者へのチラシ配布に加え、申請窓口でのきめ細かな対応を図った結果によりまして、件数が増加したものであると考えているところであります。

今後におきましても、水道の検針票、市のホームページ、広報しべつでの周知はもちろんの こと、このような福祉施策申請時、あるいは九十九大学の会合など、機会あるごとにそれぞれ 担当部局間の連携を密にしながら、周知を図るよう努めてまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 4番 井上久嗣議員。

4番(井上久嗣君)(登壇) 平成21年第1回定例会に当たり、通告いたしましたとおり、一般 質問をいたします。

まず初めに、定住自立圏構想に関して質問をいたします。

さきに小池議員が関連した質問をされていますが、この構想の推進を期待しての質問をさせ ていただきます。

さて、本定例会の招集日であります先月25日に、市長が市政執行方針において所信を述べられましたが、その中で、国の定住自立圏構想を受けて、本市を含む上川北部圏において、今後の広域圏のあり方や定住自立圏での具体的な連携・協定事業について協議を進めることとしており、既にモデルケースとして取り組んでいる事例等の情報を収集し、対応について検討を進めると述べられました。

この定住自立圏構想とは、昨年5月に総務省の有識者研究会である定住自立圏構想研究会がまとめた構想であり、大都市圏集中への対抗策として、人口おおむね5万人以上の中心市と周辺の小規模市町村が協定を結んで定住自立圏を形成し、医療、商業など、さまざまな分野で圏域全体が中心市の機能を有効活用するのが柱となり、中心市への国の財政支援や都道府県からの権限移譲も求めたものであります。

そこで、総務省では、定住自立圏の具体的な仕組みづくりに当たり、定住自立圏の形成に先行して取り組む市町村を募集し、応募のあった団体のうち、中心市24市、周辺市町村3市3町による22圏域を先行実施団体として昨年12月までに選定しております。現在のところ、北海道にはこの先行実施団体に選定された市町村はありませんが、面積が広大で人口の少ない自治体が多く、札幌圏への一極集中が進む北海道においても、この構想の目指す方向には私も大きな関心を持っているところです。

この構想の基本的な考え方の一つは、すべての国民にとって必要な機能を確保しながら、地方の自主的な取り組みを重点支援することでありますが、その上で、すべての市町村がフルセットの生活機能を整備することは今後ますます困難であるという考え方の上で、さまざまな施策を講じていこうというものです。

そこでお尋ねいたしますが、この構想を進める上で、本市にとって主にどのような効果が期待できるとお考えかお答えください。また、デメリットがあるとすれば、どのようなものでしょうか。

さて、その中心的役割を担う中心市は少なくとも4万人以上とされ、その圏域の形態は先行 実施団体における現況を分類すると、圏域内に中心市に該当する2つの市が存在する複眼型、 1つの合併市で1圏域を形成する合併1市圏域型などがあります。また、中心市の人口規模に よる分類においては、30万人以上の比較的大きな市を中心市とした大規模中心市型、人口5万 人台以下の比較的小規模な市を中心として小規模中心市型と分類されています。例えば、士別 市と名寄市の両方が中心市になる場合を複眼型、旭川市を中心として士別市が周辺市町村の一 つとして協定をすると、大規模中心市型と分類されるのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、本市として今後定住自立圏の協議を進めていく上で、どのような圏域の形態を想定して臨まれるのでしょうか。また、どのような自治体の枠組みが考えられるのでしょうか、可能な範囲でお答えください。また、近隣自治体との協議をどのような手順で進められるのでしょうか。この構想は懸案であります医療分野のみならず、多くの可能性を秘めているものと考えられ、その進展に大いに注目したいと考えます。

次に、観光行政についてお尋ねいたします。

平成21年度予算案が提示されましたが、観光事業関連に多くの新規事業が盛り込まれました。 国内外観光プロモーション事業などを含めた観光協会交流誘致活動支援事業や、道北圏域各市 町村と連携した観光ルートづくりなどを目的とした広域観光誘致活動推進事業などはもとより、 通過型観光から体験型観光へ脱却し、交流人口の増加を目指すめん羊工芸館整備事業など、継 続される各種既存事業とあわせて、その効果が最大限発揮されることを期待しています。

サフォークを核とした観光の目玉の一つとして、民間資本のかわにしの丘しずお農場がレストランやファームインなどの施設も拡充され、まさに「ひつじのまち」として、羊と雲の丘との相乗効果につながることも期待しています。

観光は地域の活性化や交流人口に大きくつながるものとして、国は観光圏整備法を昨年7月に施行し、10月1日国土交通省の外局に観光庁を設立するなど、まさに国を挙げての重要政策と位置づけが進められています。

さて、士別市では、多くの観光につながる事業やイベントが行われています。市民参加型の ものからスポーツや生涯学習にかかわるものまで多岐にわたっており、その主催は観光協会や 実行委員会組織や協議会組織などさまざまで、行政が事務局を担っていたり、補助対象事業と しているものも少なくありません。また、観光ポイントとなる施設や場所の運営では、第三セ クター、市の直営、そして民間などと多岐にわたっています。これらの多くの観光につながる すべての事業やイベントと観光施設などの情報を網羅し、その情報の一元化を進め、有機的に つながりを更に深めていくポジションを今後どこが担っていくのかを明確にすることが重要な ことと思いますが、いかがでしょうか。

また、国内外を視野に入れ、広域観光を進める21年度からの新規事業を含め、今後更に発展させる上においても、士別の観光のプロフェッショナルな仕事を継続的に担える専従の人材が必要な時期を迎えていると考えますが、いかがでしょうか。

現況を申し上げますと、例えば士別観光協会でありますが、多くの個人会員、法人会員、そして自治会からいただく会費やイベントの賛助金などが大きな財源となっており、その運営は非常勤のボランティアの役員で支えられています。しかしながら、現況では、景気の低迷と企業数や人口の減少などから、会員の退会や会費口数の減口などが顕著にあらわれてきており、その運営がますます厳しくなっていると聞いています。事務局は士別商工会議所に委託をしていますが、あくまでも事務作業的な範疇の内容のものとなっています。

私は、理想的には専従の職員を雇用し、専従ならではの情報収集力と行動力で、ある面では 観光プロデューサー的な人材の育成も必要と考えますが、さきのとおり、とてもそのような状 況にないのが残念ながら現実であります。自治体によっては、その解決策として、観光協会や それにかわるNPO法人などに出向者を輩出する、専従者が雇えるような補助を講ずる、自治 体の観光担当部署を強化するなどの方策をとるなど何らかの対応をしています。本市において も、現状のままで対応されるのか、何らかの形で今後検討していく用意があるのか、お考えを お聞かせください。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 井上議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、定住自立圏構想に関する御質問にお答えをし、今後の観光行政の広がりへの対応につきましては経済部長のほうから答弁をいたします。

初めに、定住自立圏構想についてのお尋ねでありますが、さきに小池議員から御質問もございましたが、重複する部分につきましては割愛をして御答弁を申し上げます。

お話のとおり、この定住自立圏構想の先行実施団体につきましては、昨年7月からその募集が始まり、10月末には第1段階として全国で20市、18圏域が決定、その後12月、更には本年1月に追加決定がなされ、現時点では24の中心市、22の圏域が先行実施団体に位置づけられております。これらの分布の傾向としては西日本が多く、東日本が少ない状況にあり、特に北海道におきましては先行実施団体がいまだない現状にありますが、今後は道内におきましても具体的な検討が進められるものと思っています。

一連の流れとしては、まず、中心市が連携の意思を持つ周辺市町村の意向に配慮しながら、 地域全体のマネジメントを初め、中心的な役割を果たすことなどを公表する、いわゆる中心市 宣言を行います。次に、中心市と周辺市町村の間で、人口定住のために必要な生活機能を確保するため、役割分担し、連携していくことを明示する協定を締結します。こうして形成された定住自立圏の将来像や協定に基づき、推進する具体的取り組みを記載した定住自立圏共生ビジョンを中心市が策定をし、周辺市町村とともに、その実現を図っていくというのがこの構想の仕組みであります。

協定では、さまざまな政策分野において連携を図っていくことを規定するものとされており、特に連携する事項については、1つ目の視点として生活機能の強化が置かれ、医療、福祉、教育、土地利用、産業振興を具体的な項目として設定しております。2つ目には、結びつきやネットワークの強化の視点で、地域公共交通、情報通信基盤、交通基盤などの整備、地産地消、交流・移住促進などを項目として、3つ目には圏域マネジメントの能力の強化の視点で、人材の育成、人材の確保、市町村職員の交流などが挙げられており、3つの視点ごとに具体的な取り組みを必ず1つ以上規定することとされております。また、この取り組みの推進に当たっては、国は必要に応じて助言や支援を行うとともに、都道府県においても同様の対応を図るよう求めています。

現在明らかになっている総務省での包括的な財政支援としては、中心市に基本額4,000万円、周辺市町村に基本額1,000万円の特別交付税措置を講じるほか、地域活性化事業債の拡充、あるいは民間主体の取り組みに対するふるさと融資の限度額引き上げなどが示されております。 更に、さまざまな事案に柔軟に対応できるようにということで、各省庁における新たな支援についても検討が進められているところであります。

このようなことから、仮に定住自立圏が形成された場合に、圏域全体に及ぶ地域の活性化や 定住促進という効果とともに、一定の財政的支援も期待されています。一方、デメリットにつ きましては、先行実施団体での取り組みも緒についたばかりでありますので、現時点では把握 するに至っていないところであります。

また、連携の枠組みにつきましては、本市と名寄市が1つとしてみなされる複眼型など、幾つかのケースでの中心市と周辺市町村の組み合わせによる連携のほか、高次都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏との連携という定住自立圏同士の連携も想定されており、こうしたことから判断をいたしますと、旭川市を中心市とする圏域と本市及び名寄市を1つの中心市とする圏域とで、圏域間の連携も考えられるところでもあります。

圏域の構想や形成のための手法など、具体的になっていない段階ではありますが、現時点で 掌握をしている情報の範囲で申し上げれば、本市及び圏域の大きな懸案事項でもある地域医療 の問題を初め、既に連携を開始している学校給食などの教育分野や福祉分野、あるいは防災を 含めた消防・救急体制のほか、合宿、観光などから生まれる交流・移住の促進、更には地域ブ ランドの形成などについて検討が可能ではないかと考えられるところであります。

また、圏域の構成に当たっては、これまでの広域圏の経過を踏まえ、現在の上川北部広域圏

の範囲を基本とすることが望ましいのではないかと考えます。定住自立圏構想は、各市町村間の十分な意思の確認も必要でありますし、また、昭和44年から続いてきた広域市町村圏も一定の役割を終えたと指摘される中で、今後の広域圏のあり方についても同時に検討を進める必要があることから、まずは上川北部広域圏の協議会において、どのような役割分担と連携ができるのか、その可能性があるのかどうかも含めて、共同で調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。 (降壇) 議長(岡田久俊君) 相山経済部長。

経済部長(相山佳則君)(登壇) 私から観光行政にかかわってのお尋ねにお答えいたします。 初めに、本市の観光につながる事業やイベント、施設などの情報の一元化を進め、有機的に

つながりを深めるための業務をどこが担っていくのかというお尋ねであります。

お話のように、本市では、市教育委員会、観光協会、体育協会などによる天塩川まつり、ハーフマラソン大会、オリンピックデーラン、産業フェア、更には文化的な催しなど、観光や観光につながる事業、イベントが数多く開催され、年間来訪者の多い施設も数多く設置されております。

このような中で、例えばこのほど行われたピヒカラ歩くスキー大会の開催・運営を見たとき、スタッフ手配などの事前の準備から関係者の連絡調整、参加の取りまとめ、更には宿泊の手配など、専門性の高い業務が多岐にわたるわけであります。このため、これらの事業などにかかわる情報の収集や発信、更には大会内容の問い合わせや案内といった対応については、観光イベントや第三セクターで行われる事業などのPRなど、一部、市で一元的に行っているものはあるものの、基本的にはそれぞれの事業主体で行われているのが現状であります。

しかしながら、本市を観光で訪れる方やイベント、スポーツ大会等に参加される方々の視点に立ち、その都度、情報の入手先を探すことの不便さなどを考えますとき、これらの情報を一元化することの効果は大きく、また、今日的な経済情勢の中で、観光や合宿、自動車試験関連企業などからの入り込みを安定的に確保していくためにも、一元化によって情報を共有し合うことで、お互いの取り組みが有機的につながり、相乗的な効果が生まれるものと考えるところであります。

ただ、窓口を定めて情報を集約するためには、一元化する情報の範囲や内容はもとより、各事業主体との密接な連携体制や時宜を得た情報を収集して発信できるシステムの構築、更には情報管理に係る費用負担など、調査・研究も必要となりますことから、この一元化については、観光協会を初め、教育委員会などの各関係団体と十分に協議をいたしてまいります。

また、観光のプロフェッショナルな仕事を継続的に行える専従の人材が必要というお話がございました。観光は関連する産業のすそ野が広く、地域にもたらす経済効果は極めて大きいことから、本市といたしましても、この重要性を強く認識する中で、特に本年は国内外からの観光客の誘引を推進するために、旭川観光誘致宣伝協議会への加入を計画したところであり、旭

川、稚内、富良野地域などと一体となった広域観光の推進とあわせて、本市における受け皿としての施設整備やホスピタリティーなどソフト面の強化、更には観光協会に対する支援など、観光事業全体の充実強化を図ろうとするところであります。

そこで、専従人材の配置についてであります。ただいま申し上げましたように、本年は観光による経済効果の重要性から、観光協会とも協議を行う中で、各種対策の強化を図ろうとするところでありますので、市において人材の確保となれば、補助金での対応も含め、現状においては難しい側面もありますが、国内外を視野に入れた観光の発展に向け、今後行われる関係団体との協議において、その果たす役割や育成のあり方などについて協議をいたしてまいります。

したがいまして、まずは観光に携わる市観光協会、商工会議所が中核となり、観光客の誘引によって経済的な波及が大きい旅館業、飲食業、更には旅客運送業などがそれぞれの役割を的確に担いながら互いに協力・連携する、いわゆる地域力を発揮することで、本市の取り組みが継続して着実に推進されますよう、この対応に努めてまいります。

以上、申し上げまして答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時55分休憩) (午後 1時30分再開)

議長(岡田久俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 一般質問を続行いたします。
- 9番 平野洋一議員。
- 9番(平野洋一君)(登壇) ただいま議長のお許しをいただきましたので、平成21年度第1回 定例会に当たり、一般質問をいたします。
 - 1点目は、本市の教育行政の執行についてであります。

生涯学習社会の実現に向けて、学校、家庭、地域社会が一体となり、朝日町特例区事業とも 連携を深めながら、教育委員会が一丸となって本市の教育行政の推進のために御努力いただい ていますことに、まずもって敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

昨年4月に実施されました全国学力並びに学習状況調査の本市の結果概要が先刻、2月初旬公表されました。文部科学省が昨年10月に公表した全国学力調査結果を受け、道教育委員会が結果分析と対応策をまとめた道学校改善支援プランが本年1月下旬に公表されたことからしますと、本市の結果概要の公表は極めて早い対応であったと思います。

全道14管内ごとの平均正答率の傾向を拝見しますと、プラス・マイナス3ポイント未満が石狩、空知、上川、十勝の4支庁、マイナス5ポイント以上が留萌、宗谷、日高、根室、その他はマイナス3ないし5ポイント未満でありました。概して人口の多いところほど、成績がよい傾向が出たようであります。声を大きくしては言いたくありませんが、全教科平均正答率を全

国で比べますと、北海道は小学校が47都道府県中46位、中学校が44位であったことは御承知のとおりであります。

文部科学省は、全国学力テストの実施目的を、各教育委員会、学校が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、その改善を図ることと説明していますが、本市ではどのような改善策が考えられるのでありましょうか。ほぼ1年を費やす調査及び結果分析を受けて、教育現場、教育委員会、各学校などなどは余りにも負担が多いと思いますが、いかがでしょうか、お考えを賜りたいと思います。

残念なことが北海道内にも起こりつつあります。その例は、室蘭市は本年度全国学力テストに備えた学力底上げをねらって、市独自で国語、算数、数学の標準学力テストを小3、小5、中2の学年で市負担で行うことを決めたそうであります。こういった取り組みは道内でも聞いたことがないのでありますが、この事実をどのようにお考えになっておられるでありましょうか。

また、文部科学省は、過度な競争や序列化を防ぐためとして、都道府県教委に市町村別の結果の公表をしないように求めていますが、全国学力テスト1位の秋田県は、知事が県教委の反対を押し切って、市町村ごとの科目別正答率を県のホームページに公表しました。これは既に制度的にほころびが生じており、混乱は隠せませんが、こういった事実について見解をお聞かせいただければありがたいと存じております。

過去2回のテストで、実に130億円の費用がかかっております。得られた結果について、文部科学省は、学力差は全体としてそれほど大きなばらつきは見られず、学力が低下しているとは言えないと分析をしております。教育専門家からは、悉皆調査ではなく、抽出調査で十分対応できるとの指摘もあります。全国一斉・全員参加型のテストを抜本的に見直す時期が来ていると思いますし、費用対効果の上からも疑問が残ると思いますが、いかがお考えでありましょうか。

国が決めたことだから参加するのは当然だ、また、競争がなければ進歩がない、世の中、競争ばかりではないか、競争でこそ学力がつく、という先入観が流布する風潮の中で、全国でただ1カ所、学力調査を実施していない市がございます。それは皆さんも御承知のとおり、愛知県犬山市であります。この犬山市の教育の実態に触れてみるのも無駄ではないと思います。

平成19年度の実績から申し上げますと、犬山市は人口7万5,000人、小学校10校、約4,500人、 中学校4校、1,800人、小・中学校教員総数328人、こういったまちであります。

詳しくは申し述べられませんが、かいつまんで犬山市の教育の取り組みを申し上げますと、 1つには、これは平成19年度実績でございますが、市独自の費用で常勤・非常勤講師を67名採 用し、少人数学級の実現と少人数各グループ学習指導並びにチームティーチングによる指導で、 みずから学ぶ力を育てています。

2 つ目には、市の教育委員会に 2 名の指導主事を置き、学習指導法を専門とする大学教授を 登用し、授業研修会を実施して、教員研修や授業づくりの充実にこたえております。 3つ目には、教科書だけの指導に頼らず、先生方の努力で独自の副教本を作成、活用し、指導に生かすとともに、日々改善に努めております。

4つ目には、少人数学級維持のため、校内にはフリーの先生を置かず、学級編制を学校に任せ、1学級30人程度がどの学校にも実現しておるやに聞いております。

5 つ目、そのほか、市で保健室指導助手や部活動指導を支援するための外部指導員を配置して、先生方が授業に専念できる環境づくりに努めています。

こうした学校のいろいろな経営努力と教育委員会の人的支援によって少人数指導が可能になり、子供たちの人格形成と学力保障の確立を目指して独自の教育改革を進めています。市長、教育長が先頭に立ち、「犬山の子供は犬山で育てよう」という強い信念のもと、総じて膨大な予算を教育行政に投入していることがおわかりいただけたと思います。士別は合宿の里で名を売っておりますが、犬山は全国からの視察者が絶えず、教育観光で名をはせているのであります。このような取り組みの中から、本市でも参考になる事例はないものでしょうか、御見解を賜りたいと存じます。

次に、1月下旬、文部科学省は、全国体力・運動能力・運動習慣等調査の都道府県別結果を 公表しました。一昨年から行われている全国学力テストの体力版とも言えるものであります。

文部科学省が全国の小学校5年、中学校2年のすべてを対象に本年度から実施したもので、 道内では小学校50%、中学校57%の参加率で、小・中学校それぞれ80万人が参加して行われた とのことであります。当初予定された事業費は3億3,500万円、新年度も継続されるようであ ります。

この調査は、学力テストの後を追うように、十分な論議もなく導入されました。ゆとり教育の見直しを旗印に、子供たちを競わせれば、学力も体力も向上するという教育観が透けて見えるのであります。北海道は、小・中学校とも、結果は全国平均を下回ったようでありますが、率直な感想と考えられる原因をどのように分析されておられますか、お考えをお尋ねしたいと思います。

全国学力テストと同様に、結果は福井、秋田県が上位を占めました。文部科学省は共通要因はわからないと言っておりますが、調査によりますと、福井県は小学校1校当たりの体育専門教員数が全国1位、秋田県は外部人材活用で全国1位とのことで、両県の体力づくりへの熱意が伝わってくるのでありますが、お考えがありましたら伺っておきたいと思います。

私は、本市の子供は決して能力は低くないと思っております。日ごろの教育活動をかいま見るに、大変な努力と時間を費やして実践しておられますし、中でも士別中の小椋君とか・原さんのように、全道全国に名をはす名選手も輩出しています。

限られた教育課程の中で、これら体力テストを実施することは、各学校に大きな負担をかけることにもなりかねません。今後、本市としてどのように対応されるのか、この際、承っておきたいと思います。

去る1月28日の総理の施政方針演説の中で、「学校に携帯電話を持ちませず、有害情報やネ

ットいじめから小・中学生を守る対策を進めます。」とありました。これを受けてか、1月、 文部科学省は小・中学校への持ち込みを原則禁止とすべきだとの通知を出したそうでございま す。

内閣府の調査によりますと、国内では小学生の約3割、中学生の6割、高校生の9割以上が 携帯電話を利用していると言われ、子供の生活に深く深く浸透しております。本市の携帯電話 の所持の状況はどのようになっておるのでしょうか。

既に学校への持ち込みを禁止するなど、独自の対策を進めている学校も多いと聞きますが、本市の対応はどのようになっていますか。携帯を利用した犯罪やネットいじめは、年々増加の傾向にあります。早い段階から、携帯電話の正しい使い方が身につくよう、指導を急がねばなりません。教育委員会として、専門家の派遣など、各校のルールづくりをサポートする体制が必要かと思います。御見解を賜りたいと思います。

大きく2点目、平成21年度の市政執行方針及び予算等についてでございます。

市長は、09年度予算について、「病院の着実な健全化が大きな課題であります。病院特例債並びに一般会計の繰り出しで不良債務を解消しますが、これからの市財政の経営こそが重要」とした上で、国の第1次補正、第2次補正と一体的な予算を編成し、地域の活性化を重視したことを強調するとともに、総合計画実現に向けて最大限の努力をしていくとした対前年比1.7%増の積極的な予算となったと述べられております。

本年度の予算を拝見して最も心配なのは、市税の中でも法人市民税の減収であります。本市においても、過年度還付金が7,000万円、21年度減で約1億2,000万円を見込んでいます。企業に全面的に依存している愛知県豊田市では、前年度比90%減との報道がありましたが、物すごい勢いで自治体財政を圧迫しております。

次に、歳入で大きな比重を占める地方交付税にどう影響するかが心配であります。

また、小泉内閣の置き土産であります自治体財政健全化法の網をどうくぐり抜けていくのかがあります。08年度決算から、実質公債費比率25%を超えると、破綻一歩手前の早期健全化団体に指定される心配であります。これらが住民サービス、特に地域に暮らす弱者に影響を与えないか、今後注視してまいりたいと思っております。

質問事項が重複しましたので、一、二点割愛させていただきます。

既に、伊藤議員の質問にもございましたが、まず、地域医療の存続・連携についてお尋ねを したいと思います。

去る3月10日の北海道新聞報道にもございましたが、「道内を30区域に分けて自治体病院を再編する道の広域化連携構想をより推進するために、新年度以降、重点地域を指定し、道が支援に取り組んでいく考えが示された」とあります。あえて名前を出させていただきますが、地元選出の北口道議の情報によりますと、地域センター病院であります空知管内の砂川、上川管内の名寄がその重点地域に指定されそうだとのことであります。

高橋はるみ知事は、医療事情の厳しい地域について、市町村や医療機関と協議し、できるだ

けの支援を行うと述べております。「重点地域を対象に、医師の確保などで道が重点支援を行い、後押しをしていく方針を示した」とあります。それが実現すれば、本市にとっても願ってもない朗報でありまして、大いに歓迎したいわけでありますが、本市としてはどのように受けとめておられるのでありましょうか。また、今後、どのように対処されるのかお尋ねしたいと思います。

次に、目下、厚生労働省と文部科学省の合同検討会で、臨床研修制度の見直し案をまとめた とのことであります。この動きについてどのように分析されているのか。また、本市への影響 等について伺っておきたいと思います。

更に、新年度から道北圏にドクターへりが新たに配備されることになりました。ますます広域医療が可能となり、喜ばしい限りであります。これが就航するには、格納庫、給油施設建設等、1億円もの費用がかかるとされています。このへりの拠点となる旭川赤十字病院と旭川医大でもめているようではございますが、自治体からの負担金でこの費用は賄う意向だとされております。これら負担金について、今後どのように対応していくのかお尋ねをしたいと思っております。

既に、山田議員の質問もございましたが、人口減や自家用車の普及で苦境に陥るバス事業、 地域から路線バスの撤退も相次ぐ中、地域住民の足を確保するヒントとして、当別コミュニティバス、愛称ふれバが注目を集めていることは皆さん方も御承知のことと存じます。

きめ細かな運行がこのふれバの特徴であります。現在、バス4台が町内10路線を走っております。朝夕の通勤通学時は30ないし40分ごと、それ以外の時間帯は最低でも1時間ごとに運行する。町の企画課の話によりますと、約1万9,000人の人口規模で、ここまで細かく走るところはないと胸を張っているそうであります。全国から訪れる視察団は国土交通省や大学、研究機関から市町村議会、民間バス会社とまで、実にいろいろな方が来ているとのことであります。

この利用者は07年度で延べ13万人と、当初の見込みを達成しました。料金は一律200円、小学生と障害者介添人は100円、運行するバス4台はいずれも廃油を利用したBDFを使用しております。こうして、全国区の注目を集める地域挙げてのバス運営が展開されているのであります。本市でも、地域に合った効率的な公共交通体系の構築を目指す士別市公共交通活性化協議会がほぼ草案をまとめられたやに聞いております。バス運行はまちづくりにもつながる遠大な事業であります。市民も注目しております。

まず、当別コミュニティバスをどのように評価されておるのでしょうか。当別のふれバは参考になるところはなかったのでありましょうか。本市の公共交通活性化に向けて、あらゆる情報を駆使し、それを生かす努力も必要かと存じます。協議会の中で、これら情報に触れた協議がなされたものかどうか、明らかにしていただきたいと存じます。

最後になりましたが、田苅子市長にお尋ねをいたしたいと存じます。

現在の厳しい市内経済、雇用情勢を考慮し、行政の継続性が重要であるとの考えから、通年 予算を編成されたわけでありますが、合併後の新士別市の初代市長として、多大な御努力をい ただいたことに心から敬意を表したいと思います。

早いもので、9月下旬には任期満了となられます。既に、市の選管では市長選の日程を決定し、発表しております。市民の多くは、市長の去就について注目をいたしております。引き続いて市政執行のかじ取りをなされるのかどうか、端的に御答弁を求めて、私の一般質問を終わります。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) 平野議員の御質問にお答えをいたします。

平成21年度の市政執行方針及び平成21年度の本市の教育行政の執行につきましては、本庁担当副市長、支所担当副市長、市立病院事務局長並びに教育委員会から御答弁を申し上げ、私からは、最後に御質問のございました9月に迎える市長の任期満了による私の進退について御答弁を申し上げることにいたします。

ただいま申し上げましたように、私の市長としての任期は9月に満了となりますが、引き続き市政執行のかじ取りをされるのかどうか、端的に答弁をとのことでございました。

私の出処進退につきましては、以前からこれまで私を支えてくださった後援会、並びに市民の皆さんの声に謙虚に耳を傾け、また、今日私の直面しているさまざまな問題をも考慮して、まずは後援会の総会を開催していただき、所見を述べ、御理解を賜った後に申し上げることとして、市議会の最終日であります19日に、この議場におきまして、私の考えを申し述べさせていただくことにしておりますので、後援会が終わるまで、答弁については差し控えさせてもらいたいと、そのように思っておりますので御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 相山副市長。

副市長(相山愼二君)(登壇) 私からドクターヘリの対応について御答弁を申し上げます。

道北地域の多くの市町村では、過疎化、高齢化に加え、医師不足等により、緊急医療体制の維持が年々困難になりつつある中で、災害被災者や急病人をいち早く高次医療機関に搬送できる体制整備が喫緊の課題となってきております。このため、昨年5月には道北市長会で、その後の10月には道北地域全体で、北海道知事に対して道北地域へのドクターへリ導入を要望してきたところであります。

このたび、国の新年度予算において、道北と道東地域をカバーする2機分のドクターへリ導入費が予算化されたことにより、広大な面積を有し、かつ離島も抱える道北地域においても、 へりを用いて速やかに高度医療機関への搬送が可能となるわけであります。

これまで、道北地域への導入を目指し、旭川市医師会を中心に、旭川赤十字病院や旭川医科大学に加え、道北の主要医療機関はもとより、上川、留萌、宗谷、西紋別など、各地域の総合開発期成会の代表者等をもって道北ドクターへリ運航調整研究会が設立され、この間、運用シミュレーションや北海道に対する要望活動を初め、運航時期や運航範囲、ヘリの格納庫や給油施設等の建設に関することなどを含め、ドクターへリ導入に向けた検討・協議が進められてお

ります。

現在、道北ドクターへリ運航調整研究会の役員会で確認されている項目は、道北ドクターへリの事業主体は旭川赤十字病院とすること、格納庫、給油施設等は旭川医科大学の敷地内に建設すること、運航の開始時期は本年10月を目指すこととされております。しかし、お尋ねの自治体負担については、いまだ明らかにされておりません。今後、研究会で調整の後、へりの格納庫や給油施設等の建設に要する市町村の負担、更に運航状況によってはランニングコスト等の費用負担が生じてくる可能性もあるなど、事前に協議し、解決しなければならない問題も残っております。本市の負担につきましては、今後議会の議決を要することになりますので、取り扱いが明らかになった時点で、その内容を御説明、御協議させていただきたいと存じます。

なお、ドクターへりの導入に要するへり格納庫の建設費などについては、地方自治体の財政 状況をかんがみ、国・道においても所要の措置を講じていただくように、道北市長会や上川地 方総合開発期成会とも連携しながら、その対応に努めてまいりたいと存じますので、よろしく 御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で、私のほうからの答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 瀧上副市長。

副市長(瀧上敬司君)(登壇) 私から地域公共交通活性化総合連携計画の策定に関してのお答えをいたしたいと思います。

お話にありました当別ふれあいバスは、町内に設置されている私立の医療大学への通学・通院用送迎バスや民間病院送迎バス等を平成18年から町の福祉バスや生活バス路線などと一元化した、官民共同運行のコミュニティバスであります。現在、年間利用者数は約13万人を超えるなど、これまで目的別に運行されていたそれぞれのバスを一元管理し、路線の合理化、効率化を図った新たな交通手段として、各方面から評価を受けておりますが、全路線1回200円の運賃設定などもあって、昨年度は約4,000万円の収支不足となり、国の補助金や町など参加企業で負担しているとお聞きをしているところでもございます。

そこで、本市の地域公共交通総合連携計画策定時に、こうした当別町の取り組みを参考にしたのかとのお尋ねでありますが、当別町の事例は1月中旬、新聞により連載されました記事で紹介されておりましたが、本市の実態と比較した場合、まず、医療大学を初め、病院や企業などが独自で走行していた民間送迎バスが既にあったこと、また、町内の路線の構成も連檐する市街地を循環する路線が多いこと、一方、収支不足を補うため、今年度から運賃を値上げしたこともあって、協議会の会議においては、全道各地で取り組んでいる事例紹介の一つとしたところでもございます。

バスを取り巻く環境は、利用者の減少やバス事業者の経営悪化の中で、どのようなシステムで住民の足を守り続けていけるのかが、どの自治体でも共通する悩みでもございます。このために、地域住民の手でバスを維持していくといった意識を持っていただくことが必要であり、このたび策定した総合連携計画に基づき、利用者を初め、公共交通の機能を担うバスやタクシ

ー事業者、自治会等の関係団体や市などの役割分担と連携を図りながら、本市に見合った持続 可能な公共交通体系を構築してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長(吉田博行君)(登壇) 私から平成21年度の市政執行方針及び予算案についてのうち、地域医療の存続・連携について及び臨床研修制度の見直しについてお答え申し上げます。

初めに、地域医療の存続・連携についてであります。

昨年1月に北海道が取りまとめた自治体病院等広域化連携構想につきましては、道内において、この構想に基づく具体的な広域化連携はなかなか進んでいない状況にあると言われております。こうした中で、現在、北海道議会定例会が開催されておりますが、去る9日の一般質問におきまして、この自治体病院等広域化連携構想に関する質問がなされ、その内容が報道されました。

そこで、この質疑の内容でありますが、自治体病院の広域化連携がなかなか進んでいないことに対して、知事の答弁は、「地域において医療事情はさまざまであり、広域化連携に当たっての課題や取り組むべき内容も異なっておりますが、自治体病院の経営の健全化が急がれる地域については、できるだけ速やかに広域化連携を進めなければならないと考えており、道としては、医療事情の厳しい地域について、今後市町村や医療機関と精力的に協議し、医師確保に対する支援など、具体的な連携体制の構築に向けて重点的に取り組む」とのことでございます。

しかしながら、道からは、具体的にどのようなことをどうするのか、何も伺っていない状況 にございますので、今後、この動向を見ながら対応を図ってまいりたいと考えておりますので、 御理解を賜りたいと存じます。

次に、新医師臨床研修制度の見直しについてであります。

現在の新医師臨床研修制度につきましては、従前行われていた医師研修制度では、研修医の7割は大学病院で、残り3割は臨床研修病院で研修をいたしておりましたが、研修の内容において地域医療との接点が少なく、多くが専門の診療科に偏っていたことや、研修医に対する処遇が不十分なことから、研修に専念できなかった状況も見受けられました。

このため、平成16年4月から新医師臨床研修制度が導入され、医師の臨床研修を必修とする中で、専門分野に偏らず、各診療科で研修することで、幅広い知識、診察能力を持つ医師を養成するとともに、研修先の病院と学生の希望が合致した場合に研修病院を決めることができる、いわゆるマッチング方式が取り入れられたところであります。

しかしながら、このことにより、研修医は待遇や研修内容が充実している都市部の総合病院などに集中し、その結果、地方の大学病院では大きく減少となり、大学病院の医師不足が大学 医局から派遣を受けている多くの自治体病院にも影響し、医師不足の要因の一つとなったとこ ろでございます。 このことを踏まえ、厚生労働省と文部科学省の検討会において、新医師臨床研修制度の見直 しの協議がなされておりましたが、2月18日に提言がまとめられました。

見直しの内容につきましては、都道府県の定員を調整することで研修医の偏在を是正し、大都市部への集中を防ぐとともに、同じ都道府県内での偏在解消のため、各病院の募集枠についても見直しを図り、自治体病院などに医師派遣機能を持つ大学病院での定員枠を優遇するよう調整されるほか、将来、専門にした科目の研修を現在より半年ほど長くすることで、早い段階から臨床に従事していただこうとするものでございます。

その後、この見直し案につきましては、去る3月2日に開催された医療審議会医師分科会医師臨床研修部会に諮られ、大筋で了承されたところであり、4月下旬には厚生労働省令の改正がされる予定となってございます。

市立病院におきましては、平成19年9月に管理型臨床研修病院としての指定を受けたところでございますが、昨年10月に公表されたマッチングでは、市立病院を希望するものはいなく、2年連続で臨床研修希望者がいない状況にございます。今回の見直し案が市立病院にどのような影響を与えるかについては不明な点もありますが、平成22年度募集から反映させる予定とのことでありますので、改めて臨床研修の受けやすい環境などを整えることによって、市立病院における臨床研修医の確保を目指すものであります。加えて、道内大学病院において、これまで以上に臨床研修医の確保が図られることにより、市立病院の医師不足が少しでも解消されることを期待いたすものであります。

以上、申し上げて答弁といたします。 (降壇)

議長(岡田久俊君) 安川教育長。

教育長(安川登志男君)(登壇) 教育行政の執行につきましては、私から御答弁を申し上げます。

まず、さきに実施された全国学力・学習状況調査の実施を踏まえて、どのような改善策が考えられるのかとのお尋ねであります。

一昨年度に引き続き実施された全国学力テストの調査結果については、去る2月2日に市のホームページ等で公表したところですが、学力調査にあっては、全国全道平均と比較して、小学校では全道平均を上回ったものの、全国平均にはわずかに及ばず、中学校においては国語が全道平均よりやや高かったものの、数学がいずれもわずかに及ばない結果となったところであります。学習状況調査にあっては、すべての小・中学校において、朝の読書に取り組まれていることは注目に値するものの、家庭学習の時間が全国全道平均より低い結果となり、課題を残したところであります。

こうしたことから、各学校においては、学校改善支援プランなどの活用により、実態に応じた基礎的な知識の習得や指導内容及び指導方法の改善に取り組むこととしたほか、保護者には家庭学習の習慣を身につけさせるよう、その環境の醸成に向けたお願いを学校を通じていたしたところであります。

また、このような課題解決に向けた取り組みが過重な負担になっているのではないかとのお話ですが、もとより子供たちの学力向上のために、教員にあっては指導方法の日々の研さん、教育委員会にあっては校長会との一層の連携強化に努め、よりよい学校教育の充実を図っていくことが当然の責務であると考えております。

次に、室蘭市が市負担により独自で標準学力テストを導入することについての見解でありますが、新聞報道で知る限りでは、平成19年度に実施された全国学力テストにおいて、市全体として児童・生徒の一部に学力の二極化傾向が見られたことにより、個別の苦手分野を把握し、指導することによって、来るべく実施の全国学力テストでその成果を見たいとの背景があるようであります。

次に、秋田県が県下の自治体別の学力テスト結果を公表したことについてでありますが、まず、文部科学省が定めた全国学力テストの実施要領では、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は序列化や過度の競争につながるおそれがあることから、これを行わないと明記されていたものであります。お話のとおり、秋田県教育委員会は、県の情報公開条例に基づく開示請求を受け、市町村の成績の一部開示をしたことで、他の自治体や教育関係者に波紋を広げたところであります。

本市におきましては、この全国学力テストにより測定できるのは、学力の特定の一分野であり、学校での教育活動の一側面にすぎないとの考えに立っていることから、各学校の結果を公表しておりません。仮に、公表するとなりますと、本市の場合、小規模校においては、調査対象児童・生徒が1人といった学校もあり、学校の成績が即個人の成績となる事案が発生いたします。本市に限らず、自治体及び学校単位での公表については、小・中学校が1校しかない自治体が数多くあることから、公表の仕方については慎重に取り扱うべきものと考えます。

また、全国学力テストを抜本的に見直すべき時期に来ているのではとのお尋ねでありますが、 実施2回目を終え、本当に児童・生徒の学力向上に役立っているのか疑わしいとの教育関係者 の声があることは承知いたしております。その主な論点としては、子供たちの学力をはかるだ けなら、学校それぞれが行う試験で十分であるとか、国内全体の学力傾向を把握したいのなら、 国が実施している学習到達度調査や国際数学・理科教育動向調査といった国際調査の活用で足 りるのではないか、そもそも教育は自治体が主体となって行うもので、全国一斉にとらわれず、 市町村は地域の実情を踏まえて子供と向き合うべきだというものであります。

とりわけ、この全国学力テストの導入の意義である、児童・生徒の学力状況が客観的に把握でき、その学力と学習生活環境の関連を分析することにあったものが、国内の私立校の約4割、東京都内の私立校に至っては約8割が不参加、更には塾通いや教育産業が提供する通信教育をする子供たちの地域間格差が見られ、学校教育の効果が見えにくくなっているといった側面もありますので、その実施のあり方など、手法を検証する必要性があるのではないかと感じております。

次に、唯一、学力テストに不参加の犬山市の取り組み事例の紹介を踏まえて、その見解をと

のことであります。

お話にありましたとおり、全国で唯一、競争原理の導入になるとの理由で、市長や保護者の参加意向を振り切り、学力テスト不参加を表明し、にわかに有名になった自治体でありますが、本市との大きな相違点は、指導主事の配置と大学教授の登用であります。何といいましても、学校現場においては、学校長の指揮のもと、日々の学力向上に向け、魅力ある授業を子供たちにどう提供するかが最大の課題であります。このため、学習指導の改善実践に当たって、専門的な助言、指導が個々の教員に対して適切になされる環境整備は重要と考えますが、本市においては、こうした人的配置はないものの、定例校長会などの開催により、学校経営上の取り組みについて連携強化を図る中で、さまざまな課題解決に取り組んでいるところであります。

御紹介のありました犬山市の事例は、学びの学校づくりを目指す犬山プランと称されるものでありますが、本市でも教育の目指す姿の基本理念に基づき、年度当初に教育推進の重点目標を掲げ、学校教育の推進施策について、全学校長及び教頭が参集する学校管理者会議において教育長から説明し、各学校と教育委員会が一体となった取り組みに当たっているところであります。中でも、チームティーチングの実施、副読本の活用、外部指導員等地域の人材活用のほか、グループ学習の実施などについては、犬山市と同様であると認識いたしております。このような日々の教育実践を通じて、保護者や地域の方々から信頼される開かれた学校づくりに当たっていることを御理解願いたいと存じます。

次に、さきに実施された全国体力調査結果の感想とその分析についてであります。

まず、小学5年生と中学2年生を対象とした全国体力・運動能力・運動習慣等調査、いわゆる全国体力テストは、学力テストのいわば体力・スポーツ版とも言えるもので、子供たちの体力低下が深刻化しているとの国の判断に基づき、昨年7月までに実施するよう求められたものであります。本市においては、小学校1校、中学校5校が実施しましたが、実施できなかった小・中学校では、既に学習カリキュラムの編成を終え、改めて体力テストの時間確保が困難であったこと、更に、調査項目に対応するための器具などが準備できないといった事情から、不参加となったところであります。

本道が全国的に低かったとの調査結果についてでありますが、児童が放課後に町なかで遊ぶ姿を目にすることが少なくなったと感じるのは、私だけではないと思います。昨今の不審者の出没情報や通り魔事件など、社会不安が増大しており、保護者が登下校に際して車で送り迎えをする光景も珍しくなく、総じて子供たちが外で遊ぶ、歩くという行為自体が減少していることが体力低下の一要因となっているのではないかとも思うところであります。

そこで、このテスト結果の上位を占めた福井・秋田両県についてのお尋ねですが、子供たちの体力が間違いなく降下の一途をたどっているとの指摘がある中で、体育の授業以外、全く運動しないという生徒が存在することは深刻な状況であると考えます。このたびの両県の取り組みにつきましては、指導者確保の課題もありますが、今後の子供たちの体力向上のための参考とさせていただきたいと思いますし、スポーツ科学の世界では、運動能力と学力には一定の相

関関係があるとの専門家の指摘もあることから、体力づくりは必要条件として推進していく必要があるものと考えます。

次に、全国体力テスト実施にどう対応するのかとのお尋ねであります。

私は前段で申し上げましたように、運動不足や運動能力の低下は国民的な課題であると思いますし、本市の児童・生徒の体力及び運動能力の状況がどのようになっているのか、あわせて「早寝早起き朝御飯」といった生活習慣の把握に努めることは、今後の学校教育を初めとする教育行政の施策のあり方を検討する上で、一つの判断材料として、21年度の全国体力テストはすべての小・中学校で実施する考えであります。

最後に、学校における携帯電話の取り扱いについてのお尋ねがありました。

携帯電話所持の状況については、全小・中学校において学校への持ち込みを禁止しており、 東高校は課外活動等を考慮し、使用場所の制限を条件として学校への持ち込みを認めておりま す。お話にありましたように、ネットいじめやインターネット上の有害情報から子供たちを守 るためには、学校への携帯電話の持ち込み禁止や使用禁止を行うことだけでなく、情報化の影 の部分も含めて、情報社会についての理解を深めることは重要であります。

こうしたことから、家庭でのルールづくりや有害情報を遮断するフィルタリング機能の周知 徹底を図るため、電気通信事業者と連携した研修会の開催を実施し、携帯電話等を通じた有害 情報の危険性や対応策について、学校、家庭及び地域と一体となった啓発に取り組んでまいり ます。

以上、申し上げまして御答弁とさせていただきます。 (降壇)

議長(岡田久俊君) これにて一般質問を終結いたします。

議長(岡田久俊君) 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明13日から18日までの6日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、明13日から18日までの6日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時26分散会)